**○北海道開発局告示第百六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道沙流郡日高町字厚賀町一二七番一から同道新冠郡新冠町字高江二一九番一まで | 前 | A　八・〇〇～一一三・〇〇 | 一〇・三六五 | 上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B・C・D・E　一三・八〇～二三五・一七 | 九・〇九六 | |
| | 後 | A　八・〇〇～一一三・〇〇 | 一〇・三六五 | |
| | | B・C・D・E　一三・六〇～二三五・一七 | 九・〇九六 | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第百六十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 北海道枝幸郡枝幸町風烈布二〇三番一四から同町風烈布二〇三番三まで | 前 | 二一・八一～二一・八四 | 〇・〇五四 |
| | 後 | 二四・二二～二六・三二 | 〇・〇五四 |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

**○北海道開発局告示第百六十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　北海道開発局長　本田　幸一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十八号 | 北海道枝幸郡枝幸町風烈布一一九〇番六から同町風烈布一一八九番一まで | 北海道開発局及び同局稚内開発建設部 |
| 〃 | 北海道枝幸郡枝幸町風烈布二〇三番一四から同町風烈布七五八六番一まで | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 四百五十二号 | 芦別市黄金町七三一番五から同市黄金町七三〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | |

供用開始の期日　平成二十八年五月十九日

**○北海道開発局告示第二十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　沖縄総合事務局長　久保田　治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五百六号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 那覇市字鏡水溜屋原九七七番から豊見城市字田頭田原一六三番一まで | 前 | 二〇・六〇～一二三・九三 | 四・九四〇 |
| | 後 | 一八・七六～一七四・一七 | 四・九四〇 |

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第三十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　沖縄総合事務局長　久保田　治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 那覇市具志三丁目一二番一から豊見城市字瀬長舟無小原八一番一まで | 前 | 三九・六〇～一〇七・二〇 | 〇・五六六 |
| | 後 | 三九・六〇～一〇七・二〇 | 〇・五六六 |

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日　沖縄総合事務局長　久保田　治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 豊見城市字田頭田原一八六番一〇から同市字名嘉地南ヌ原二五九番六二まで | 前 | 三三・二〇～六四・九〇 | 〇・二九九 |
| | 後 | 三三・三〇～六七・三〇 | 〇・二九九 |

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所